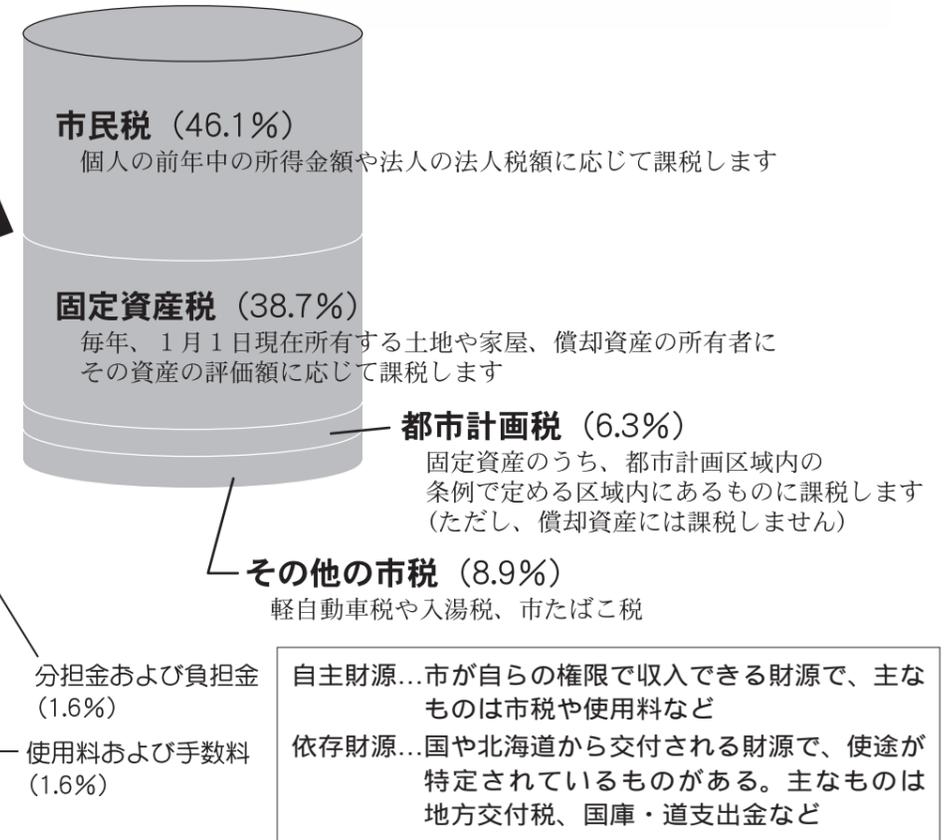
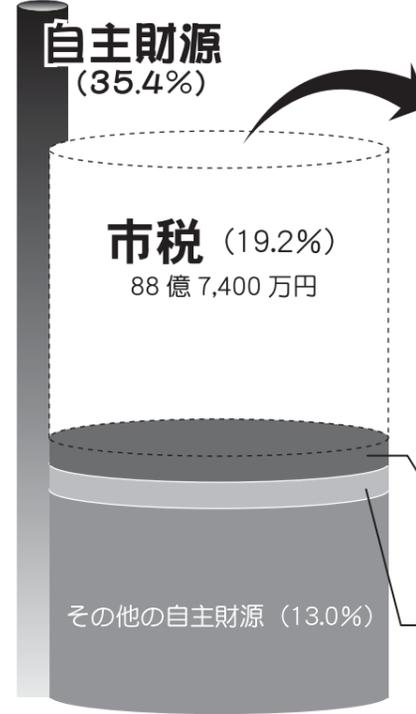


私たちの暮らしを支える税金

平成21年度
一般会計歳入予算
462億円



自主財源...市が自らの権限で収入できる財源で、主なものは市税や使用料など
依存財源...国や北海道から交付される財源で、用途が特定されているものがある。主なものは地方交付税、国庫・道支出金など

市税は市民生活に直結する貴重な財源

市民の皆さんが納めている市税は、市民税(個人、法人)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税のほか、温泉入浴施設を利用した時に料金と一緒に納める入湯税、たばこを購入した時にその料金に含まれている市たばこ税の6種類があります。これらの市税は、市の一般会計に入ってくるお金の約2割を占めている貴重な財源なのです。

市は、毎年度、1年間に入ってくる市税の額を予定し、他に入ってくるお金と併せて、市民の皆さんが健康で暮らしていけるまちづくりや子どもたちが健全に成長できる環境づくり、道路や水道管などの日々の生活に欠かすことができない施設の整備など、市政全般にかかわる様々な事業を行っています。

したがって、税金が予定どおり入ってこない時は、市の基金(貯金)を取り崩して、収入不足を補うことがあります。もし、そのようなことが長く続いた場合、基金がなくなってしまうたり、将来予定していた事業ができなくなったりすることがあるかも知れません。

そのため、皆さんには市税を期日どおり納入するようお願いしています。

納税が困難な場合は早めに相談を

近年、職場を解雇されたり、給料を減らされたりするなどの雇用情勢の悪化や長期的な地域経済の低迷など、市民の皆さんを取り巻く経済情勢は厳しさを増しています。

このため、納税する意思があっても、期日どおり納められなくなった方もいると思います。そのような時は、早めに納税相談してください。財産状況やご家族の事情に応じて分割納付するなど、具体的な納付方法の相談を行っています。

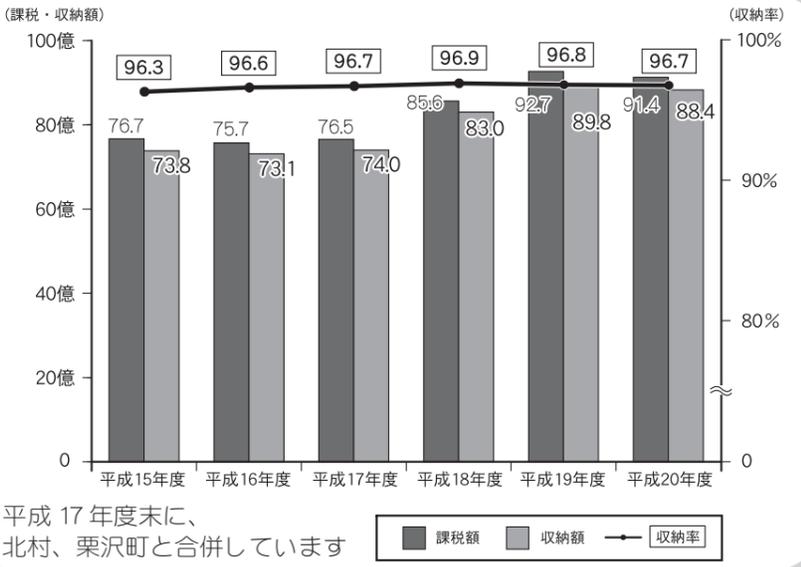
また、日中は仕事などにより相談に来られない方のために、夜間の相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

なお、開設日時は、あらかじめ市の広報やホームページでお知らせします。

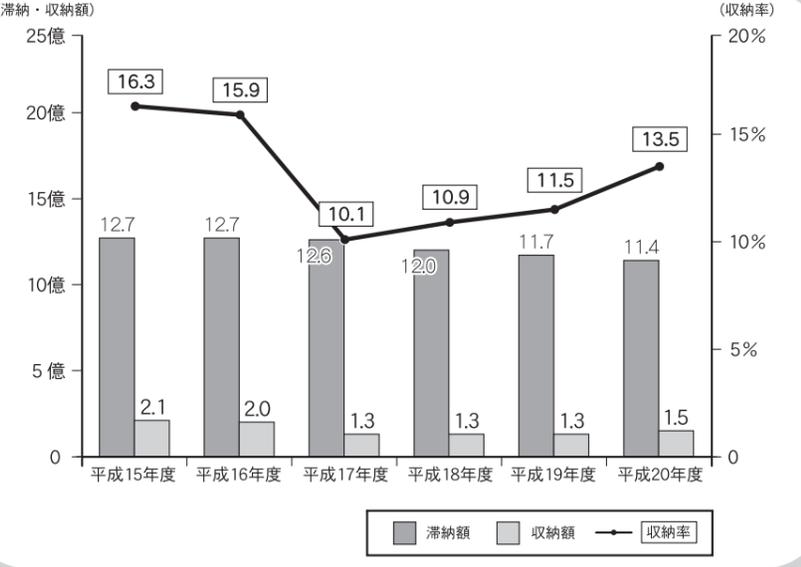
税の公平性を保つために

税金は、皆さんに公平に課税していますので、様々な理由で納期限を

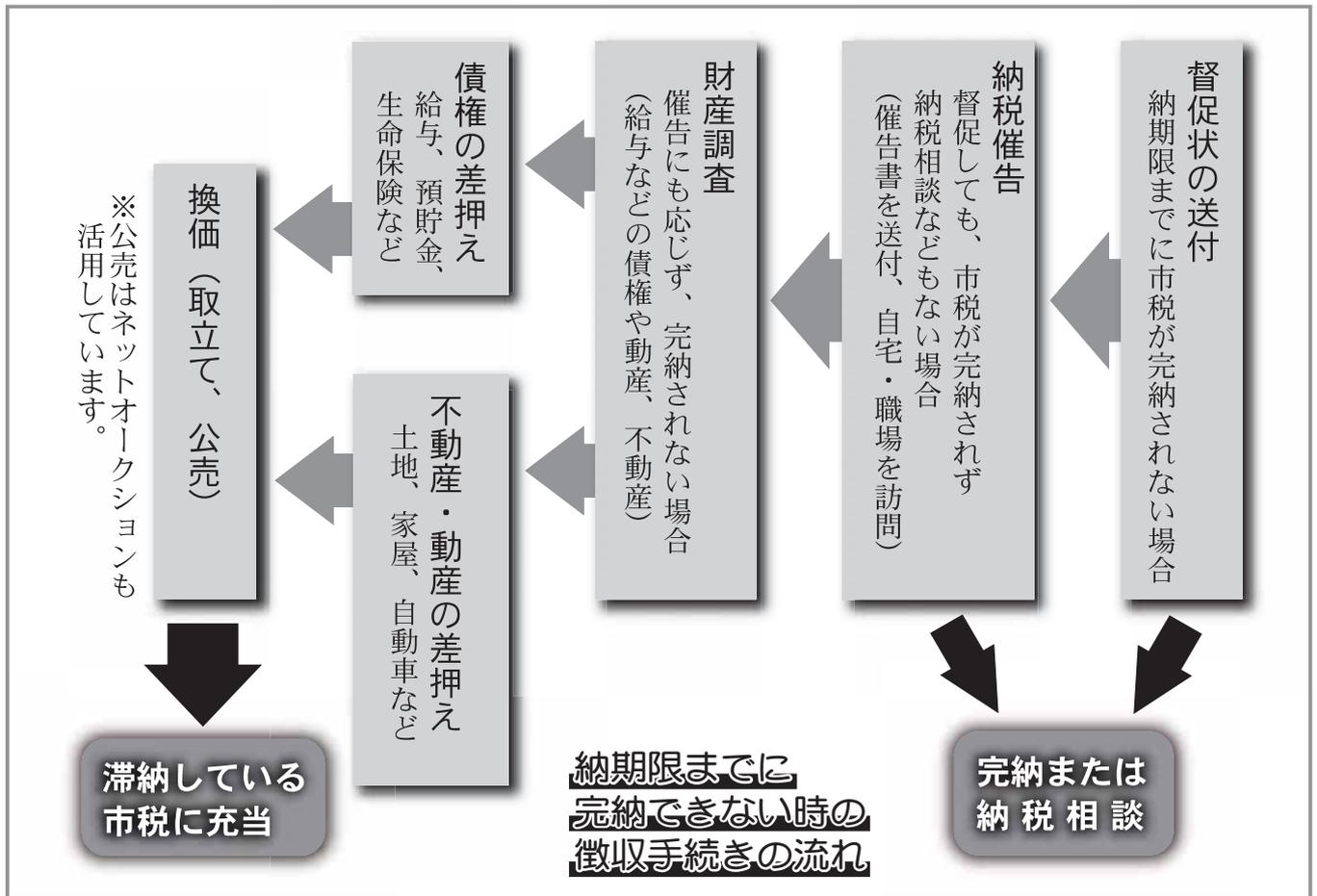
当該年度に課税した市税の収入状況



滞納となって繰越している市税の収入状況



平成20年度の数値は、見込みのため変わることがあります。



過ぎてしまった場合でも、必ず納付しなければなりません。
しかし、資力があるにもかかわらず納めない方や納税相談に応じない方、約束した納税を履行しない方などがいます。

そのような方には、税の公平性を保つため、法律に基づいて財産の差押えを行うこととなります。

具体的には、給与や預貯金、生命保険などのほか、土地、家屋などの不動産や自動車などの動産を差し押さえます。

不動産や動産は、公売を行い、その買受代金を滞納している税金に充当します。

市税は、人にやさしい温かい街づくりを進める市の様々な事業に、欠かすことができない財源であり、重要な役割を果たしています。

それは、市民の皆さんがきちんと納めることで成り立っています。

これからも、市は、公平で公正な課税に取り組むことはもちろんのこと、市税を納めている方に、不公平とならないよう、納税を怠っている悪質な方には、毅然とした態度で取り組んでいきます。

相談・問合せ先 市税務課

ふるさと納税制度



この制度は、「ふるさとに貢献したい」「ふるさとを応援したい」という思いを実現できる寄付制度です。

個人の方が、5,000円を超える額を当市を含めた全国の地方公共団体へ寄付した場合、一定の範囲内であれば所得税と市・道民税の控除を受けることができます。

ふるさと岩見沢への皆さんの応援と、市外に住んでいる知人・友人・親族の方へ、応援の呼びかけにご協力ください！

問合せ先 市税務課市民税係